

# シンガポールの熱き挑戦

～アジアの知財ハブを目指して～

2015年度日本弁理士会東海支部国際知財委員会

前田 大輔, 水野 祐啓, 木村 誠司

日本弁理士会国際活動センター 黒川 朋也, 奥村 直樹

## 要 約

2015年度の日本弁理士会東海支部国際知財委員会では、事務委嘱に従ってIPハブについて調べるために、調査対象国をシンガポールと定め、同国の知財制度の調査を実施した。シンガポールは、IPハブマスタープランを発表し、知財のハブとなるための取り組みを進めているためである。

調査は、まずは、委員から普段の実務での疑問点や気になっている点を募ってリスト化し、その後、日本国特許庁・シンガポール知的財産権局・JETRO等、公的・準公的機関を最低限の情報ソースとして委員会内で情報収集を行い、更には、現地調査を実施し、個々の疑問点等について複数の現地代理人や現地公的機関に直接インタビューして内容を精査・確認する流れで進めた。

本稿は、当該活動を通じて得た情報を、IPハブマスタープランにて謳われる「権利取得のハブ」「紛争解決のハブ」「知財取引・管理のハブ」の各項目に沿い、これらの概要自体とその関連情報として、同国特許法の改正動向やASPECについての最新情報を紹介するものである。

## 目次

1. はじめに
  - (1) 本稿の趣旨
  - (2) シンガポール知財の今
2. IPハブマスタープラン
  - (1) あらゆる「ハブ」を目指す国、シンガポール
  - (2) 知財の「ハブ」を目指す
  - (3) IPハブマスタープランの内容
  - (4) IPハブマスタープラン実現に向けて
  - (5) シンガポール代理人のコメント
  - (6) まとめ
3. 改正特許法下における実体審査
  - (1) 2014年2月14日施行の改正特許法
  - (2) 審査ルート
  - (3) 審査ルートの選択
4. ASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラムの概要・利用状況・利用価値
  - (1) ASPECプログラムの概要
  - (2) ASPECプログラムの利用状況
  - (3) ASPECプログラムの利用価値
  - (4) まとめ
5. シンガポールにおける紛争解決制度
  - (1) IPハブマスタープラン
  - (2) シンガポールにおける特許権侵害訴訟
  - (3) 代替的紛争解決手段
  - (4) まとめ
6. まとめ

## 1. はじめに

### (1) 本稿の趣旨

2015年度の日本弁理士会東海支部国際知財委員会は、日本弁理士会国際活動センターと合同で、シンガポールの知的財産権制度の現状と今後の動向を確認するために同国での現地調査を実施した。本稿は、当該調査及び昨年度の委員会での活動全般を通じて収集した情報、即ち、シンガポール及び同国を含む東南アジア地域での知的財産権の取得、権利行使及びその他周辺状況についての最新情報を提供するものである。

IPハブマスタープランやASEAN特許審査協力(ASPEC)プログラムの利用を通じたシンガポールの目論見など、同国の動向は、今後の東南アジアでの知財活動を検討する上で有益かつ理解しておくべき事項と考える。直ちに状況を把握し、何らかの対応を行うべきと言う程の話ではないかもしれないが、「今後の知財」を考える上では、シンガポール及び東南アジア各国の動向の把握は必須である。本稿が、同国の今後の知財活動が我が国に何らかの影響を及ぼす可能性はあるか、ユーザーや代理人の立場から見たシンガポール知財の利用の可能性・有効性などについてご検討頂く端緒となれば幸いである。

## (2) シンガポール知財の今

2015 年末、アセアン経済共同体 (AEC) が発足し、同地域の経済的な統合に向けた機運が高まっている。その中でシンガポールは、アジア地域におけるハブ (拠点) としての従来からの実績や東南アジア地域において比較的整備されたインフラ環境により、様々な分野において同地域を先導する立場にある。

そして知財に関して、まず ASEAN 地域におけるシンガポールでの出願の動向を見ると、例えば特許出願の件数は同地域では一番の数となっている。しかしながら、日米欧 3 極、或いは、中韓を加えた 5 極と比較をすれば、まだその出願件数は少ない。また、同国の人口 (約 554 万人 (2015 年)) と面積 (719.1km<sup>2</sup> (東京 23 区よりやや大きい) からすると、マーケットとしての魅力は、近隣のインドネシアなどと比較しても低く、権利の活用面から考えると同国での権利取得の重要性は比較的に低いと言わざるを得ない。

	シンガポール	インドネシア	タイ	ベトナム	マレーシア
特許	9,685件(2012) 9,722件(2013) 10,312件(2014)	N/A(2012) 7,450件(2013) 8,023件(2014)	6,746件(2012) 7,404件(2013) 7,930件(2014)	3,805件(2012) 3,995件(2013) 4,447件(2014)	6,940件(2012) 7,205件(2013) 7,620件(2014)
意匠	2,160件(2012) 2,393件(2013) 2,305件(2014)	4,612件(2012) 4,259件(2013) 3,731件(2014)	3,481件(2012) 3,802件(2013) 4,077件(2014)	1,812件(2012) 2,095件(2013) 2,311件(2014)	2,082件(2012) 2,053件(2013) 1,882件(2014)
商標	19,776件(2012) 20,969件(2013) 21,505件(2014)	N/A/(2012) 60,983件(2013) 46,452件(2014)	44,963件(2012) 46,097件(2013) 45,611件(2014)	34,341件(2012) 36,454件(2013) 38,744件(2014)	31,876件(2012) 32,225件(2013) 34,571件(2014)

	フィリピン	ミャンマー	カンボジア	ラオス	ブルネイ
特許	2,994件(2012) 3,285件(2013) 3,589件(2014)	N/A	53件(2012) 75件(2013) 67件(2014)	18件(2009) 20件(2010) 43件(2011)	31件(2012) 35件(2013) 117件(2014)
意匠	1,225件(2012) 1,376件(2013) 1,348件(2014)	N/A	47件(2012) 30件(2013) 82件(2014)	19件(2009) 25件(2010) 23件(2011)	20件(2012) 11件(2013) 25件(2014)
商標	20,202件(2012) 22,685件(2013) 25,730件(2014)	5,970件(2010) 6,385件(2011) 8,490件(2012)	5,168件(2012) 5,854件(2013) 4,888件(2014)	2,417件(2010) 2,631件(2011) 1,549件(2012)	1,128件(2012) 1,135件(2013) 1,175件(2014)

(出典)  
ラオス以外の各国: WIPO統計 [http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country\\_profile/](http://www.wipo.int/ipstats/en/statistics/country_profile/)に  
おける各国の「Resident application」と「Non-resident application」とを足した出願件数。  
ラオス: JETRO ラオス知財レポート2013年3月作成  
[https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/la/ip/pdf/laws\\_la.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/la/ip/pdf/laws_la.pdf)

図 1-1: ASEAN 各国の出願件数

他方、紛争解決については、地理的な優位性や言語上の強み、専門の紛争解決機関の存在や整備済みの環境から、既に一定の実績を有している。

このような状況の中でシンガポールは、どのような施策を通じて他国への影響力を強めて行こうとしているのか。以下個別に解説する。

なお、本稿にて示す情報は、現地代理人や関係機関に照会し提供を受けた見解を基としている。一方、個別案件における実際の利用にあたっては、必要に応じ

て最新の状況を確認頂くようお願いする次第である。

## 2. IP ハブマスタープラン

### (1) あらゆる「ハブ」を目指す国、シンガポール

世界銀行が毎年発表している「ビジネスのしやすさランキング (Ease of Doing Business Rank)」においてシンガポールは長年 1 位を獲得している (ちなみに日本は 34 位 (2015 年))。また、世界経済フォーラムが発表している国際競争力ランキングでは 2 位を獲得している (日本は 6 位 (2015 年))。

シンガポールの国自体は、東京 23 区と同じくらいの面積に 554 万人が住む規模の都市国家であるので、シンガポールという国そのもののマーケットは大きいわけではない。マーケットが小さい国が国際競争力でトップランクの地位を獲得する。これは、地理的に東南アジアの中央に位置するという地の利や、中華系人口が多くを占めるとともに英語が公用語となっているなどの状況が整っていたこともあるが、シンガポールの国家戦略が「アジア・世界の「ハブ」(軸・拠点)となる」とされている点が大きい。

シンガポールはあらゆる分野において「ハブ」となれるように、税制・インフラなどが整備されている。現在拠点を置く多国籍企業は約 7,000 社、アジア事業のハブとして多国籍企業の 6 割が地域統括拠点としている (シンガポール経済開発庁調査による)。シンガポールの玄関口、チャンギ国際空港は国際ハブ空港として機能し、金融マーケットのハブ、港湾貨物取扱のハブなどもトップクラスである。

### (2) 知財の「ハブ」を目指す

一方、一般的に知財制度はその国において知財の保護を図ることができるように構築されていることから、ユーザーが知財保護を必要としない国の知財制度は、当然ながら利用されなくなる。即ち、ユーザーがシンガポールという国自体のマーケットにおいて、知財を守る必要性に迫られなければシンガポールにおいて知財の保護を欲する機会も少なくなることであろう。

しかし、このような環境の中、「知財の分野においてもシンガポールは「ハブ」になることを目指す」という内容を 2013 年 4 月に「IP ハブマスタープラン」として発表した。いったいどのような内容を持って知財においてもシンガポールはハブになるというのか。

### (3) IP ハブマスタープランの内容

IP ハブマスタープランは、法務省管轄の知的財産運営委員会により編集され全 73 ページにわたる。

図に示すように、3本のハブを構築することによりシンガポールがアジアにおけるグローバル知財ハブとなることを目指すビジョンが打ち出されている。

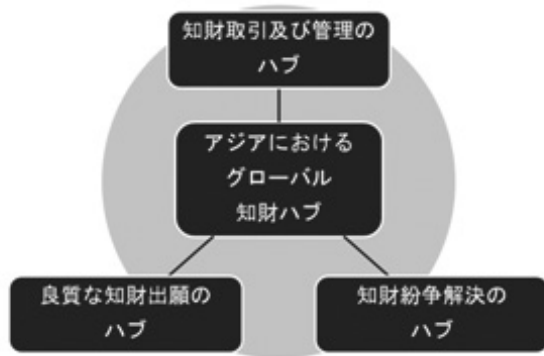


図 2-1：シンガポール知財ハブイメージ

#### ア 知財取引及び管理のハブ

活力のある知財市場をシンガポールにおいて発展させることを実現すべき一つ目のハブとしている。具体的な方策として、知財取引を活発化させるために国際的な知財取引業者をシンガポールに誘致しサポートすることで、活力のある知財市場を構築することが提案されている。また、知財取引を促進させる手法として、知財の証券化や知財ファンドを利用した多様な資金調達手段を提供するとともに、透明性と確実性を持ち合わせた取引を実現している。

#### イ 良質な知財出願のハブ

シンガポールで知財出願をするためのより強い動機を提供することを実現すべき二つ目のハブとしている。

シンガポールの知財登録制度が国際標準以上のサービスを提供するとともに、他国の知財当局と連携することにより、質の高い知財登録制度を構築すること、及び、PPH や ASPEC 制度の利用促進を通じて、知財出願件数及びシンガポールを最初の出願国とする件数の増加を図ることでこの目的を実現するという。

#### ウ 知財紛争解決におけるハブ

知財紛争解決の機能を推進強化することを実現すべき三つ目のハブとしている。迅速かつ効率的なシンガポールの裁判制度を利用することで知財の紛争をシン

ガポールにて解決してもらおうという内容であり、そのために専門性の高い知的財産権裁判所を設立し、知財紛争に関する仲裁・調停等の紛争解決手段を充実させることを手段として挙げている。

#### エ その他の戦略

これらの内容を実現できる環境づくりとして以下の戦略も進めるべきとしている。

##### ①地域を超えた優秀な人材の確保

世界とのネットワークを持つ知財専門家が活躍できる労働人口を増加させるとともに、知財専門家の将来にわたる育成に注力する。

##### ②伝導力のある革新的な知財環境づくり

知財に関連する投資に対する優遇税制を整備・拡充する。また、知財マインドを備えたリーダーの育成にも力を入れる。

### (4) IP ハブマスタープラン実現に向けて

以上のように、知財取引・知財出願・知財紛争解決の3つの内容においてシンガポールがハブとなることで知財のハブとなることを狙う戦略であるが、実際の状況はどうなのであろうか。

#### ア 知財取引及び管理のハブ

一つ目の内容として挙げた「知財取引及び管理のハブ」の内容であるが、この点においては未だ具体的な進展は見られない。

#### イ 良質な知財出願のハブ

一方、二つ目の内容である「良質な知財出願のハブ」については実際に改革が進んでいる。

2014年の法改正により、今まで特許の実体審査を他国の審査官にいわばアウトソーシングしてきたシンガポール知的財産権局（IPOS）は、審査官を採用し、自前の審査官で特許の審査を始めることとなった。当初40名からスタートした審査官の数は、現在104名まで増えている。そしてIPOSは、2015年よりPCTの国際調査機関（ISA）としても活動を開始している。

IPOSによれば、審査官のうち90%以上の審査官が博士号を取得しており、EPO、USPTO、日本国特許庁にて研修を受けることで、高品質の審査を提供できる体制が整っているとのことであった。また、シンガポールで特許の審査を受けることで中国語の文献に対



応できる点をメリットとして挙げていた。昨今、中国の出願件数が増大し中国語でしか把握できない特許文献の増加が考えられる。シンガポールの審査官の35%が英語と中国語に堪能であり、中国語の特許文献にも対応できるとのことであった。

また、国策により科学技術の研究開発が進められていることに伴い、知的財産の形成や発展に対する投資も加速していることも相俟って、シンガポール知財制度の整備水準は非常に高い。PCT等知財に関する国際条約にも多く加盟しているとともに、日本国特許庁をはじめとする諸国の特許庁と特許審査ハイウェイ（PPH）による審査手続のシステムの構築が進んでいる。

さらに、わずか2年前に特許の実際の審査業務を始めたということで、物理的に審査すべき案件のバックログが少ない。すなわち、審査の迅速化が可能であることもメリットとしてアピールしている。実際、シンガポールが第1国出願である案件に対して60日以内の特許見解書（ファーストアクション）の発行ができるとしている。

このように、シンガポール自体のマーケットが小さくとも、迅速で効果のある特許制度を提供することで、シンガポール出願を他の国と連携したPCT・PPH・ASPECの基点となる出願・登録とすることを實現し、知財出願のハブとしてのシンガポールを實現するという戦略を進めている。

#### ウ 知財紛争解決におけるハブ

既にビジネスのハブ・地域拠点としての地であるシンガポールにおいて、ビジネスにおける紛争についても一括して解決できるのであれば合理的といえる。

シンガポールは既に紛争解決のハブ化においても力を入れている。グローバルな取引・契約が増えるに従い増加した紛争を、両当事者の合意に従って、第三国における仲裁システムを利用し解決することも増加している。シンガポールはその「紛争解決地」として機能することを狙い、裁判所のシステムに加えてシンガポール国際仲裁センター（SIAC）、シンガポール国際調停センター（SIMC）などが既に設立され、国際的な紛争解決手段として機能している。仲裁・調停は日本においてはあまりメジャーではないが、裁判のように紛争の内容が判例として表に出ることなく内々に紛争解決に導くことができるというメリットがあり多く使

われる手段である。

知財専門の裁判所に加えて、国際仲裁・国際調停のオプションを用意し、知財紛争においてもハブとして機能させようというのが戦略である。日本企業を含む外国企業が知財紛争を解決するためのシステムとしては整っており今後利用される可能性は高いものとの印象を受けた。

#### エ その他の施策

他にも、シンガポールが周辺国の知財をシンガポールに取り込むシステムが存在するので紹介したい。シンガポールはカンボジアとの特許に関する協定を結んでおり、シンガポールの特許をカンボジアにおいても有効とさせるというルールを成立させている。具体的には、シンガポールにおいて設定登録した特許に基づきカンボジアでの再登録手続をすることでカンボジアにおいて特許を取得できるというオプション、シンガポールで発行された最終の調査及び審査報告書等の写しをもってカンボジア出願の特許査定を早めるように請求できるというオプションが用意されている。

#### (5) シンガポール代理人のコメント

以上の内容は官庁のIPOSなどの側からの情報となる。では、シンガポールにおいて知財に携わっている代理人はこのような動きをどう見ているのか。

複数の代理人に意見を求めたが、インターネットでみられる以上の情報は現時点ではなく、IPハブマスタープランがシンガポール代理人に大きな影響を与えることはなさそうと見ている。

その他のASEAN諸国の代理人に至っては、このようなIPハブマスタープランに対して懐疑的であるとの感想を述べる人もいた。そもそも、必ずしもASEANは一枚岩で地域の発展を目指して共同歩調をとっているとは言い難く、経済的格差、政治体制の違い、主導権争いなどが見え隠れするのが現状である。

#### (6) まとめ

以上IPハブマスタープランの内容とその現状を紹介してきた。具体的に実現可能なのかという一番の関心事については、疑問が残るとというのが正直な感想である。その現実性や本気度が如何なるものなのかを我々が知るには引き続きその動きを注視しなければならない。

一番現実的に変化が見られるのはシンガポール特許制度の改革である。来年にもかなり大きな更なる法改正が予定されているらしい。

マーケットを持たない国ではあるが、特許の審査の質が優れているのでシンガポール出願をするという戦略を採用するユーザーを増やし、知財のハブとして機能し、ひいては知財に関連するビジネスの全てを取り込もうとする戦略でアジアの中心を狙う。今までにないビジョンであることは確かであり、このような考え方を日本に置き換えてみるのも新しい見方を生むきっかけになるかもしれない。

最後に視察に参加したからこそ知ることができたことを紹介したい。ほんの数年前まで特許実体審査を他国に依存していた国が、自前の審査官を大量に雇い実体審査のクオリティを売りに世界の知財を取り込もうとする、そんなことが簡単に実現できるのでしょいか、と IPOS の方に投げかけたところ、「どこの国だって最初は一人の審査官から始まっているはずだ。そう考えればシンガポールだって状況は一緒だしなんら引け目を感じることはない」との回答を得た。アジアの獅子としての迫力を感じた瞬間であった。

### 3. 改正特許法下における実体審査

#### (1) 2014年2月14日施行の改正特許法

##### ア 法改正による実体審査の変更点

2014年2月14日施行のシンガポール改正特許法によって、シンガポールの特許出願審査制度が変更された。

旧法下では、通常の実体審査のほかいわゆる修正実体審査が選択可能であった。その内容としては、アメリカや日本など特定の外国における最終審査結果または PCT 出願の国際予備報告での結果に基づき、シンガポールにおける実体審査を経ずに特許として登録され得るというものであった。しかしながら、この場合、他国の審査結果が否定的なものであっても、あるいはまたシンガポールにおいては本来特許の対象とならないはずの発明であったとしても、特許として登録される可能性があるという問題があった。

このような問題を解消すべく、上述の法改正により、いわゆる積極的査定制度に移行した。すなわち、シンガポール知的財産権局またはシンガポールの依頼を受けた外国特許庁において実体的な審査を行って、特許要件を具備する発明にのみ特許が付与されること

となった。

##### イ 審査請求期間の変更点

また、旧法下ではいわゆる 2トラックシステムが採用され、通常の実体審査請求期間および修正実体審査請求期間についてそれぞれファーストトラックが規定され、選択によりスロートラックに移行できるようになっていた。改正法ではこれが廃止され、実体審査請求期間および補充審査（後述）請求期間がそれぞれ単一のものとなった（図 3-1 参照）。

<改正前>			<改正後>	
・ 2トラックシステム ファーストトラックが規定 スロートラックは任意で選択できる			・ 単一のトラックシステム 提出期限が一本化 個別に延長可能	
	ファーストトラック	スロートラック		改正後
通常の実体審査請求	21ヶ月	39ヶ月	実体審査請求	36ヶ月
修正実体審査請求	42ヶ月	60ヶ月	補充審査請求	54ヶ月
登録料納付	42ヶ月	60ヶ月	登録料納付	適格性通知から 2ヶ月

図 3-1：審査請求期間の改正

審査請求期間は、優先権を主張している場合は優先日から起算し、分割出願の場合は分割の日から起算する。

##### ウ 改正法が適用される出願

本改正法が適用される出願は、2014年2月14日以降の出願日、国内移行日、出願分割の場合における新たな出願の日を有する出願である。優先日、国際出願日、出願分割の場合におけるもとの出願の日ではない点については注意が必要である。

##### エ その他の主な改正点

その他、本法改正による主な改正点としては、寛大な期間延長（規則 108, 109）、権利付与後の再審査廃止（旧 38A 条）、短期的かつ寛大な復権規定（39 条、規則 53）、厳格な権利放棄規定（40 条、規則 54）がある。

#### (2) 審査ルート

##### ア 3つの審査ルート

シンガポール特許法改正後の審査ルートは複数あり、次の図 3-2 のように 3 つに大別することができる。

- 現地ルート: 29条(1)(a)+(3), 29条(1)(b)  
→シンガポールで調査および審査
- 混合ルート: 29条(1)(c)  
→特定出願の「調査報告書」を基礎とした実体審査  
→調査報告書は、例えば、ISR(PCT)、第1回拒絶理由通知(JP)、ESR(EP)
- 外国ルート: 29条(1)(d)  
→特定出願の「最終審査結果」を基礎とした補充審査  
→最終審査結果は、例えば、IPRP(PCT)、特許査定謄本(JP)

図 3-2：改正法下での審査ルート

図 3-2 において、現地ルートは、調査および審査をシンガポールで行うルートである。混合ルートは、調査は外国、審査はシンガポールで行うルートである。外国ルートは、調査および審査を外国で行って、更にシンガポールで補充審査を行うルートである。

イ 対応する出願，対応する国際出願，関連する国内移行出願

外国の出願または国際出願（以下、「PCT 出願」とも表記する）であって、その調査または審査の結果をシンガポールでの審査に用いることができるものとして、旧法では「対応する出願 (corresponding application)」および「対応する国際出願 (corresponding international application)」が規定されていた（図 3-3 参照）。これらはいずれもシンガポール出願と優先権主張により関係づけられているものである。

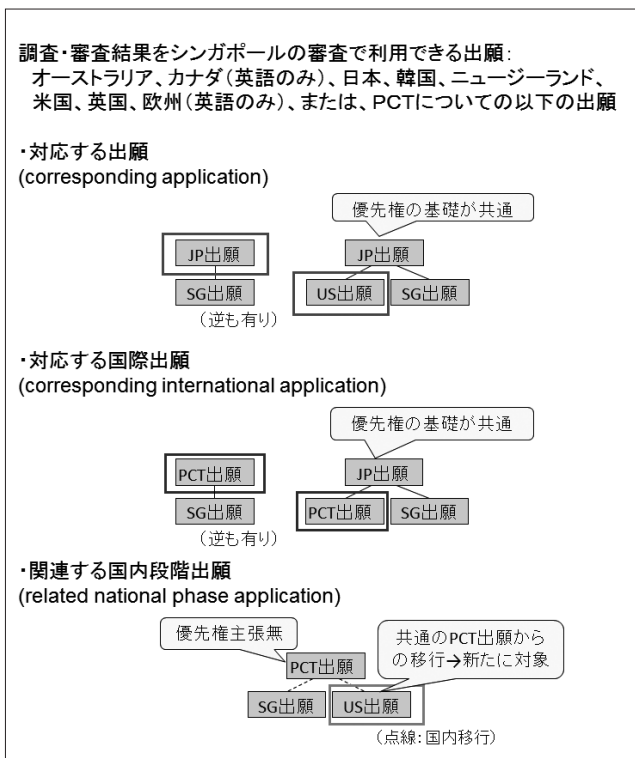


図 3-3：「対応する出願」等

旧法下では、優先権主張をしていない PCT 出願であってシンガポールへ国内移行したものがあつた場合、その PCT 出願から派生した特定の国（日本、米国、欧州等）の国内移行出願があつたとしても、その出願における調査や審査の結果をシンガポールの審査では利用できなかった（図 3-3 の最下部に示す例）。

改正法ではそのような国内移行出願が「関連する国内移行出願 (related national phase application)」として規定され、当該出願における調査や審査の結果がシンガポールの審査で利用できることとなった。以下では、これらの「対応する出願」, 「対応する国際出願」, 「関連する国内移行出願」を総称して、「対応外国出願等」という。

ウ 審査請求期間

各審査ルートにおける調査および審査の請求期間は次のとおりである。

- ① 現地ルート: 29条(1)(a)+(3), (b)
  - 調査と審査とを分けて請求する場合  
出願日(優先日)から13ヶ月以内に調査請求、  
出願日(優先日)から36ヶ月以内に審査請求(29条(1)(a), (3))
  - 調査と審査とを一緒に請求する場合  
出願日(優先日)から36ヶ月以内に調査及び審査の請求  
(29条(1)(b))
- ② 混合ルート: 29条(1)(c)  
出願日(優先日)から36ヶ月以内に審査の請求(29条(1)(c))
- ③ 外国ルート: 29条(1)(d)  
出願日(優先日)から54ヶ月以内に補充審査の請求(29条(1)(d))

図 3-4：各審査ルートの審査請求期間

なお、①現地ルートであつて最初に調査のみを請求する場合については特許法 29 条(1) (a) に規定され、調査と審査を同時に請求する場合については 29 条(1) (b) に規定されている。また、29 条(1) (a) の調査報告書を受けて実体審査を請求する場合については 29 条(3) に規定されている。

エ 審査の流れ

エー 1 現地ルート，混合ルートの審査の流れ

次の図 3-5 は、現地ルート，混合ルートの審査の流れのうち、実体審査実施までの流れを示す図である。



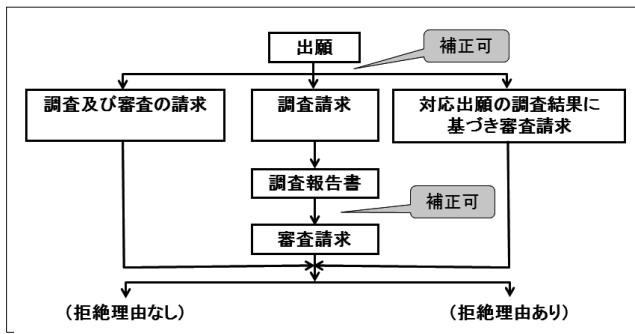


図 3-5：現地ルート、混合ルートの審査の流れ（1）

明細書、クレーム等の補正ができる期間は図中に示したとおりであり、それぞれの調査または審査の請求までは補正が可能である。ただし、調査のみを先に請求した場合は調査の請求から調査報告書が出るまでは補正ができない。

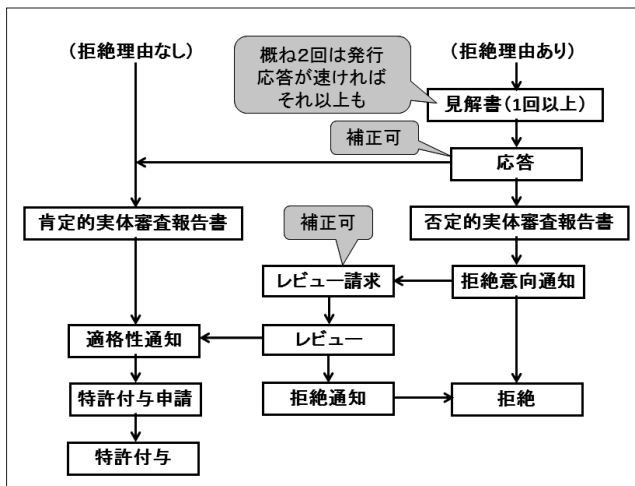


図 3-6：現地ルート、混合ルートの審査の流れ（2）

続く図 3-6 に示すように、実体審査の結果、拒絶理由があると判断された場合は見解書が出され、延長不可の 5 か月の応答期間内に、応答、補正を行うことになる。見解書から 18 月以内に肯定的または否定的実体審査報告書が作成される。見解書は概ね 2 回出されるとのことだが、その回数は出願人による応答の迅速性にも依存すると考えるべきである（見解書から報告書までの 18 か月という期間が決まっているため）。

否定的実体審査報告書が出されると、その後に拒絶意向通知が出され、それから 2 か月（更に 6 か月の延長可能）以内にレビュー（再審理）を請求することができる。レビューを請求しなければ拒絶が確定する。レビューでも判断が覆らなければ拒絶通知が出される。

一方、肯定的実体審査報告書が出された場合、あるいはレビューで判断が覆った場合は、適格性通知が出され、それから 2 か月（更に 18 か月の延長可能）以内

に特許付与申請を行えば特許が付与される。

なお、出願が特許庁に係属している間に申請分割を行い得るため、拒絶が覆らない場合には、高等裁判所に申し立てるよりは、出願分割をするというのが一般的実務ということである（ある現地代理人による見解である）。

## エー 2) 外国ルート（補充審査の請求）の流れ

次の図 3-7 は外国ルート（補充審査の請求の場合）の審査の流れを示す図である。

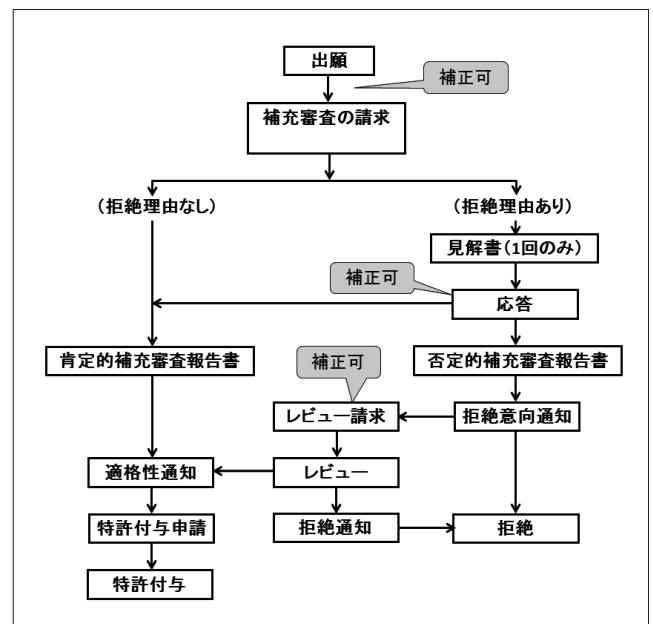


図 3-7：外国ルートの審査の流れ

補充審査の請求前は、明細書等の補正ができる。補充審査を請求する場合に提出を要する書類は、(1) 対応外国出願等のコピー、または対応外国出願等の最終審査結果とその審査結果において許可された請求項のコピー、および、(2) シンガポール出願の各請求項が新規性、進歩性および産業上の利用可能性の要件において(1)で定義される各請求項と関連性があることを示す比較表である。

補充審査の審査項目は次のとおりである。

- シンガポール出願のクレームの内容が明細書によってサポートされているか。
- シンガポール出願のクレームが対応外国出願等の少なくとも一つのクレームに対応しているか。
- シンガポール出願のクレームに対応する対応外国出願等のクレームが新規性、進歩性、産業上利用可能性を判断できるよう審査されたか。
- 発明の主題が許可可能なものかどうか。
- 発明が産業上利用可能なものかどうか。

(f) 既存のシンガポール特許／出願とのダブルパテントの問題がないか。

(g) 新規事項の追加がないか。

拒絶理由がない場合、肯定的補充審査報告書、適格性通知が発行される。拒絶理由がある場合、見解書が1回のみ発行される。拒絶理由通知に対する応答期間は3か月であり、その間に、出願人は、意見書の提出、明細書等の補正ができる。応答の結果、拒絶理由が解消されれば、肯定的補充審査報告書が発行される。拒絶理由が解消されなければ、否定的補充審査報告書、拒絶意向通知が発行される。なお、見解書の発行から、補充審査報告書の発行までは6か月と規定されている。

肯定的補充審査報告書又は否定的補充審査報告書が発行された後の流れは、現地ルート、混合ルートの場合と同じである。

### (3) 審査ルートの選択

以下においては、複数存在する審査ルートのうちいずれを選択すべきかにつき、複数の場合を想定して考察する。これはシンガポールの SPRUSON & FERGUSON 事務所の見解につき更に当委員会でも考察を行ったものである。

#### ア シンガポール出願に対応または関連する外国出願等がない場合

シンガポールにおける調査結果を見た上で、登録の可能性を判断したい場合は、現地ルートの調査の請求を行うことが適している(29条(1)(a))。

最初から権利化を目指したい場合は、現地ルートの調査及び審査を同時に請求することが適している(29条(1)(b))。同時に請求した方が庁費用を低く抑えられるためである。

#### イ シンガポール出願に対応する外国出願等がある場合

シンガポール出願に対応する外国出願またはPCT出願、あるいはシンガポール出願に関連する外国の国内移行出願(対応外国出願等)がある場合には、基本的な方針として、シンガポールで強い権利を得たい場合には現地ルート(29条(1)(b))を選択し、費用を抑えたい場合(コスト重視の場合)には、対応外国出願等で肯定的な最終審査結果(特許査定、肯定的な国際

予備報告)が得られている場合には外国ルート(補充審査)(29条(1)(d))を選択し、対応外国出願等で肯定的な最終審査結果は得られていないが、何らかの調査結果は得られている場合には混合ルート(29条(1)(c))を選択することが適していると考えられる。

更に細かい条件を備える場合を設定して行った考察の結果を図3-8にまとめる。

図3-8において、縦方向(すなわち各行)は、対応外国出願等で全てのクレームが調査されたか、調査されていないクレームがあるか等で分けている。横方向(すなわち各列)は、対応外国出願等における調査結果又は審査結果により分けている。

第1行の「全てのクレームが調査」されている場合、例えば、PCT出願や対応日本出願で全てのクレームが調査されている場合には、例えば次の①～⑤のような場合に応じてそれぞれ審査ルートを下記のように選択することが考えられる。

①(国際予備審査請求をして、国際予備報告で、全てのクレームについて肯定的な結果が得られていたり、対応日本出願で特許査定が出ていたりして、)対応外国出願で、全てのクレームが特許性有りと判断され、シンガポールで発明に該当しないとみなされるような所定のクレーム(例えば、治療方法、ビジネス方法、ソフトウェア(コンピュータプログラム))が含まれていない場合→外国ルート(補充審査)(29条(1)(d))を選択する。

②(国際予備報告で、全てのクレームについて肯定的な結果が得られていたり、対応日本出願で特許査定が出ていたりして、)対応外国出願等で、全てのクレームが特許性有りと判断されているが、シンガポールで発明に該当しないとみなされるような所定のクレームが含まれる場合→現地事務所に相談して、所定のクレームをシンガポールの基準に合うよう補正した上で、混合ルート(29条(1)(c))を選択する。

③対応外国出願等の国際調査報告や拒絶理由通知等で、少なくとも一部のクレームについて、進歩性欠如等により特許性なし又は明確性やサポート要件を満たさないと判断されている場合で、引用文献が全て英語である場合→混合ルート(29条(1)(c))を選択する。

④対応外国出願等の国際調査報告や拒絶理由通知等で、少なくとも一部のクレームについて、進歩性欠如等により特許性なし又は明確性やサポート要件を満たさないと判断されている場合で、引用文献に非英語文



		全ての請求項が 特許性有 & 所定のクレーム(*1) なし	全ての請求項が 特許性有 & 所定のクレーム(*1) あり	少なくとも一部特許性なし 明確性・サポート要件不備 & 引用文献が全て英語	少なくとも一部特許性なし 明確性・サポート要件不備 & 非英語の引用文献あり	誤記、 特許性に関係の ない明確性の問題(*2)あり
<b>全てのクレームが調査</b>		① 外国ルート 29条(1)(d)	所定のクレームを SGの基準に適合 するよう補正し、 混合ルート 29条(1)(c) ②	③ 混合ルート 29条(1)(c)	④ 現地ルート または 混合ルート 29条(1)(b) or (c)	⑤ 外国ルート 29条(1)(d) (補充審査の応 答で釈明or補正)
<b>一部のクレーム が単一性なし として非調査</b>	同意 する	⑥ 非調査のクレームを削除の上、上段の判断へ (削除したクレームは分割出願(権利化を望む場合))				
	同意 しない	⑦ 現地ルートまたは 混合ルート 29条(1)(b) or (c)				
<b>調査範囲外の主題を 追加したい場合</b>		⑧ 現地ルート 29条(1)(b)				

(\*1) 治療方法、ビジネス方法、ソフトウェアのクレーム  
(\*2) 各国独自の記載要件など

図 3-8：対応外国出願等がある場合の審査ルート選択例（SPRUSON & FERGUSON 事務所の見解に当委員会の考察を加えたもの）

献が含まれる場合→後で、非英語文献の英訳を要求されるのを避けるために、現地ルート（29条(1)(b)）を選択する（ただし非英語文献の英訳を要求されることは希であり、混合ルート（29条(1)(c)）を選択すればよいという見解もある）。

⑤軽微な誤記や特許性に関係のない明確性の問題（例えば、各国の記載要件に起因するようなもの）があるが、簡単に補正できる場合→外国ルート（補充審査）（29条(1)(d)）を選択し、補充審査の応答で補正又は釈明をする。

その次の行の「一部のクレームが単一性なしとして非調査」において、例えば、PCT 出願や対応日本出願で単一性欠如を指摘されていて、非調査のクレームがあって、単一性欠如との判断に「同意する」場合→⑥非調査のクレームを削除した上で、上段（全てのクレームが調査された場合、①～⑤）と同様の判断をする。なお、削除したクレームについて権利化を望む場合は、分割出願をする。

一方、単一性欠如との判断に「同意しない」場合→⑦（同意しないという判断に自信があり、更なる調査は不要である場合）混合ルート（29条(1)(c)）を選択する、または、（同意はできないが、その判断に自信がない場合）現地ルート（29条(1)(b)）を選択する。

最下行の対応外国出願等では「調査範囲外である主題をシンガポール出願で追加したい場合」（新たにクレームを追加する場合）→⑧対応外国出願等の調査結果は利用できないため、現地ルート（29条(1)(b)）を選択する。

ウ 外国ルート（29条(1)(d)）に関する付言  
外国ルート（29条(1)(d)）を選択する主なメリットとしては、コストが安いということがある（補充審査は無料）。一方、デメリットとしては、シンガポールでは形式的な審査しかされないことによるリスク（権利の安定性の問題）が挙げられる（例えば、無効理由である実施可能要件は審査されない）。

なお、外国ルート（補充審査）（29条(1)(d)）は2017年1月1日以降の出願について廃止される予定とのことである。

出願日が2017年1月1日より前の出願については、引き続き外国ルートを利用できるとされているものの、庁費用（400シンガポールドル）が必要となる予定である。PCT 出願の場合は国際出願日、分割出願の場合は分割の日で判断される。外国ルートに代えて早期の審査結果を得るための手段としてはPPHが有効に利用され得ると考えられる。

#### 4. ASEAN 特許審査協力 (ASPEC) プログラムの概要・利用状況・利用価値

##### (1) ASPEC プログラムの概要

ASPEC プログラムとは、ASEAN 各国特許庁間で調査結果・審査結果を共有することにより、業務効率化、調査・審査時間の短縮、特許審査の質の向上を図るプログラムである。ASPEC プログラムは、2009年6月15日に開始され、2016年1月現在、ASEAN10カ国のうち、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイ、ベトナム

及びラオスの9カ国がこのプログラムに参加している。

特にユーザーの視点に立って説明すると、ASPECプログラムを利用することにより、ASPEC参加国における出願から権利化までの時間を短縮することが可能となる。すなわち、ASPEC参加国の中で比較的審査スピードが早い国の審査結果を用いて、比較的審査スピードが遅い国においてASPEC請求をすることにより、当該審査スピードが遅い国での審査を早めることができる。

ASPECプログラムの具体的な利用イメージを説明する。図4-1は、日本企業がASPECプログラムを利用してASEAN諸国で権利化を早める際の典型的な利用イメージを示した図である。

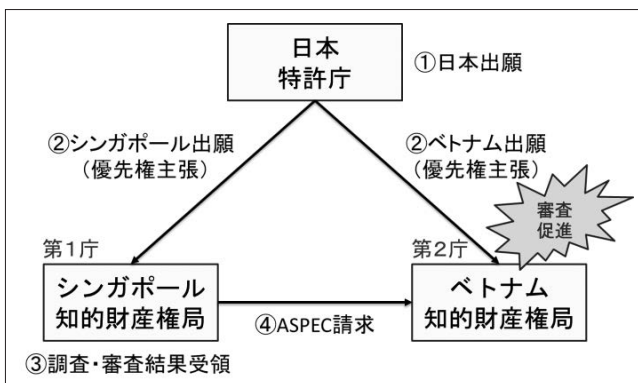


図4-1: ASPECプログラムの利用イメージ

日本企業が、第1国出願として日本国特許庁に特許出願をし、その後、日本特許出願を基礎とした優先権を主張してシンガポールとベトナムに特許出願をする状況を考える。シンガポールとベトナムとを比較すると、一般的にはシンガポールの方が調査結果・審査結果を早く得られる。そこで、早く得られたシンガポールの調査結果・審査結果を利用して、調査結果・審査結果がまだ得られていないベトナムにASPEC請求をすることにより、ベトナムにおける審査が促進される。ここで、他国の審査を促進するための調査・審査結果を発行した特許庁（上記例でいうとシンガポール知的財産権局）を第1庁といい、他国の調査・審査結果を利用して審査を促進する特許庁（上記例でいうとベトナム知的財産権局）を第2庁という。

ASPEC請求の手続は極めて簡単である。ASPEC請求のための必要書類は、以下のとおりである。

- ① ASPEC請求書（英語）
- ②第1庁での調査報告・審査報告のコピー（英語）
- ③第1庁で許可されたクレームのコピー（英語）

ここで特徴的なことは、必要書類は英語で準備すれば十分であって、第2庁で通常用いられる言語（例えばベトナム語）に翻訳する必要がないということである。また、上記書類の他に、ASPEC請求人は、以下の書類を第2庁に提出することができる。

- ④第1庁と第2庁でのクレーム比較表（英語）
- ⑤第1庁で提出した意見書（英語）
- ⑥先行技術文献リスト（英語）

これらの書類も英語で準備すれば十分であって、第2庁で通常用いられる言語に翻訳する必要はない。最後に付け加えておくと、ASPEC請求のための手数料（オフィシャルフィー）は無料である。

## (2) ASPECプログラムの利用状況

2013年3月にIPハブ構想を発表し、自国の審査能力の向上や審査期間の短縮のための各種の取り組みとともにASPECプログラムの利用を強力に推進しているシンガポール知的財産権局に各種情報を聴取するとともに、資料提供を受け、ASPECプログラムの利用状況を確認した。

		ASEAN第2庁									
		BR	KH	ID	LA	MY	MM	PH	SG	TH	VN
ASEAN第1庁	BR										
	KH										
	ID					1				2	
	LA										
	MY			1						3	
	MM										
	PH			1					1	1	
	SG			4		11		7		18	6
	TH										
	VN										1

図4-2: ASPECプログラム利用件数

図4-2は、2009年6月にASPECプログラムが開始されてから2015年7月までの期間におけるASPECプログラムの利用件数を示した表である。この表では、縦軸を第1庁、横軸を第2庁とし、どの国の審査結果を利用して（第1庁）、どの国の審査を促進したか（第2庁）がわかるようになっている。図4-2からわかるように、第1庁となることが多いのは、シンガポール(SG)である。これは、シンガポールでの審査スピードが他国と比較して早いからである。一方で、第2庁となることが多いのは、タイ(TH)、マレーシア(MY)、フィリピン(PH)、ベトナム(VN)、インドネシア(ID)である。これらの国々は、シンガポールと比

較して審査スピードは遅いが、権利化の重要性が高まってきている国々である。

ところで、日本企業は ASPEC プログラムを利用しているのだろうか。シンガポール知的財産権局によれば、2009年6月から2015年7月までの期間における日本企業の ASPEC 請求件数は、全 28 件だそうである。また、ASPEC プログラムを利用している日本企業は 10 社とのことであるので、同一企業が複数の ASPEC 請求をしていることになる。

また、ASPEC プログラムの利用を強力に推進しているシンガポール知的財産権局によれば、ASPEC 第 2 庁におけるファーストアクションまでの平均期間は 5.9 月とのことであり、審査促進についての一定の成果は上がっているようである。

### (3) ASPEC プログラムの利用価値

ASPEC プログラムは、ASEAN 諸国で権利化を促進したい日本企業にとって本当に有効なものなのだろうか。この点を検証するために、PPH プログラムを利用できるタイと PPH プログラムを利用できないベトナム<sup>(注)</sup>の 2 カ国を選び、それぞれの国の実務家に対して、ASPEC プログラムの利用価値に関してアンケート調査を行った。

注) 本アンケート調査は 2015 年の年末から 2016 年の年始にかけて行われたが、ベトナムでは 2016 年 4 月 1 日から PPH プログラムが利用可能となった。

PPH プログラムを利用できるタイの代理人 A~E の回答は、図 4-3 に示すとおりである。図 4-3 の表には、ASPEC プログラムや PPH プログラムを利用しない場合の通常の審査期間、ASPEC プログラムを利用した場合の審査期間、ASPEC プログラムの利用経験(有無及び件数)、及び日本企業に対するコメントを整理して記載した。

	審査期間 (通常)	審査期間 (ASPEC)	ASPEC 利用経験	コメント
A	1~3年	6月程度	4件	JPOとの間のPPHプログラムを用いたほうが良い。
B	3~5年	6~8月	無	JPOなどの審査結果が利用できれば、PPHを勧める。そうでなければ、IPOSを第1庁としたASPECを勧める。
C	3~4年	6月	2件	ASPECは勧められる。しかし、JPOの審査結果を利用できるのであれば、PPHを勧める。
D	場合による	場合による	3件	PPHを利用できるのであれば、PPHを勧める。
E	2年	分野による	1件	ASPECとPPHとの両方とも勧められる。

図 4-3：ASPEC プログラムについてのタイ代理人の回答

アンケートの回答を見ると、通常の審査期間と比較して ASPEC プログラムを利用した場合の審査期間の方が短くなっていることがわかる。しかしながら、ASPEC プログラムよりも PPH プログラムを奨める代理人が多いことも事実である。最近になってから自国での実体的審査を開始したシンガポール知的財産権局の調査結果・審査結果と比較して、日本国特許庁の調査結果・審査結果の方が信用されているということもあるであろう。なお、ASPEC プログラムの利用件数が圧倒的に少ない(最も多く扱っている事務所でも過去に 4 件のみ)というのも、PPH プログラムを奨める理由の一つであるように見える。

続いて、PPH プログラムを利用できないベトナム代理人の回答は、図 4-4 に示すとおりである。

	審査期間 (通常)	審査期間 (ASPEC)	ASPEC 利用経験	コメント
A	30~40月	18月以上	5件	ASPECよりもJPOなどの審査結果の利用を勧める。2016年4月以降はPPHの利用も勧める。
B	30月以上	6~9月	無	JPOなどの審査結果が利用できないときはASPECの利用を勧める。
C	18~24月	6~9月	1件	JPOなどの審査結果の利用を勧める。また、ASPECの併用も勧める。
D	18~30月	18~24月	2件	ASPECよりもJPOなどの審査結果の利用を勧める。
E	18月以上	9月	無	ASPECを利用するとしてもJPOなどの審査結果の併用も勧める
F	18~40月	12~18月	無	審査促進のためにASPECを最も勧める。2016年4月以降はPPHの利用も勧める。

図 4-4：ASPEC プログラムについてのベトナム代理人の回答

アンケートの回答を見ると、ベトナムでもタイと同様に、通常の審査期間と比較して ASPEC プログラムを利用した場合の審査期間の方が短くなっていることがわかる。しかしながら、ASPEC プログラムよりも日本国特許庁の審査結果を利用することを奨める代理人が多く、中には PPH プログラムが始まったら PPH プログラムを利用することを勧めるとコメントする代理人もいた。ここでも、シンガポール知的財産権局の調査結果・審査結果と比較して、日本国特許庁の調査



結果・審査結果の方が信用されているのであろう。また、タイと同様、ASPECプログラムの利用件数は極めて少なかった（最も多く扱っている事務所でも過去に5件のみ）。

#### (4) まとめ

上記(2)で示したように、ASPECプログラムの利用を強力に推進しているシンガポール知的財産権局は、ASPEC第2庁におけるファーストアクションまでの平均期間は5.9月であるなどの統計情報を用いて、ASPECプログラムの有効性をアピールしている。

一方で、上記(3)で示したように、ASEAN諸国の実務家であるタイ代理人とベトナム代理人は、ASPECプログラムの有効性を認めながらも、PPHプログラムや日本国特許庁の審査結果を利用して審査を促進させる方法をより勧めている。

以上から判断すると、現時点では、日本企業にとって、ASPECプログラムを審査促進のための最適なオプションと位置付けることは難しい。

しかしながら、①ASPECプログラムはASEAN各国政府間の取り決めであるため、ASPECプログラムが審査促進の法的根拠を与えるとの意見があること（これに対してPPHは各国特許庁間の試行プログラムである）、②PCT国際調査機関・国際予備審査機関になるなど、シンガポール知的財産権局における審査品質向上の試みが急速に進んでいること、③シンガポール知的財産権局のプロモーション活動により、ASPECプログラムの認知度が徐々に高まってきていること、などを考慮すると、今後は、ASPECプログラムが審査促進のための有効なオプションになっていく可能性は高いのではないかと考える。したがって、今後もASPECプログラムの動向を注視していく必要がある。

## 5. シンガポールにおける紛争解決制度

### (1) IP ハブマスタープラン

IP ハブマスタープランは、“Strategy 4”として、“Develop Singapore as a choice venue for IP dispute resolution, through a strong IP court and deep IP alternative dispute resolution capabilities.”ことを挙げている。このことから理解されるとおり、シンガポールは、知財の取得といった面に限らず、知財に関わる紛争解決についても、中心地となっていくことを

目指している。以下、シンガポールにおける紛争解決制度の概要について説明する。

### (2) シンガポールにおける特許権侵害訴訟

#### ア Supreme Courtにおける訴訟

シンガポールにおける特許権侵害訴訟は、日本と異なり、二審制となっており、第1審がHigh Court（高等法廷）、その上訴審がCourt of Appeal（上訴法廷）である（通常事件では、State Courtが第1審となるが、特許侵害訴訟については、High Courtが第1審となる）。これらHigh Court及びCourt of Appealの2つの裁判所がThe Supreme Court（最高裁判所）を構成している。また、特許権侵害訴訟については、専門的知見を有する裁判官によって審理される。

英国の植民地であったシンガポールの歴史的起源に由来し、その法体系は、英米系のいわゆるコモンローであり、判例法が拘束力を有し、また、主として文書提出に関してではあるがディスカバリー制度が存在する。ただし、米国のような陪審制度は存在しない。

侵害訴訟の審理では、日本と同様に、侵害論と損害論とが分離され、侵害の有無が先に審理される実務になっているとのことである。

シンガポールの裁判所が下した判決は、Singapore Law Watch (<http://www.singaporelawwatch.sg/>)において、一定期間無償で公開されるものの、時間が経過すると見ることのできない状態になり、その後は有償のウェブサイトでアクセスする必要があるとのことである。知的財産権関連判決の裁判所ウェブサイトによる一般への公開が進んでいる日本と比較すると、公開の度合は低いといえよう。

#### イ シンガポール国際商事裁判所

シンガポールでは、上記のような通常の司法制度に加えて、近時、シンガポール国際商事裁判所（Singapore International Commercial Court、通称「SICC」）と称する国際的紛争解決に特化した裁判所が設立され、2015年1月5日にスタートした。

SICCの裁判官は、シンガポールの裁判官だけでなく、外国裁判官も含むとされ、英国や香港の裁判官を含む11人のinternational judgesが3年任期で既に任用されているとのことである。

SICCにおける手続の代理人については、5年以上の実務経験と手続遂行のために必要な水準の英語レベ

ルがあることを条件に、外国資格弁護士が（シンガポール弁護士でなくても）訴訟代理を行うこともできるとされている。この場合、紛争が“offshore case”<sup>(1)</sup>として認められると、シンガポール弁護士の関与なく、外国弁護士だけで当事者を代理することも可能である。

SICCにおける手続は、シンガポール法以外の法によることができ、証拠法についても、シンガポール法による必要はなく、当事者の申し立てによって、裁判所が他の証拠法則を適用することができる。

このような特則の結果、SICCでは、たとえば、米国法により、米国弁護士の代理する事件が、米国裁判官を含むパネルにより、シンガポールにおいて審理されることが可能と説明されている。

その他の特徴として、SICCの判決に対してはCourt of Appealへの上訴が可能であること、手続に第三者の訴訟参加が可能であること、場合によっては公開法廷で行われること等が説明されている。

ただし、国際的にも既に定評があり、ニューヨーク条約に基づく他国での執行も可能な国際仲裁等の代替的紛争解決手段と比較すると、係属事件数も未だ僅少に止まる現段階において、SICCの手続が日本企業にとってどれだけ魅力的であるかは不透明な部分が多いであろう。

### (3) 代替的紛争解決手段

ア シンガポールでは、上記IPハブマスタープランにあらわれた積極的な方針のもと、裁判以外の代替的紛争解決手段が極めて充実している。

#### イ シンガポールにおける仲裁

仲裁とは、当事者が裁判官以外の第三者（仲裁人）の判断に従う旨を合意し、仲裁人が双方の言い分を聴取した上で仲裁判断を下すことで紛争を解決することを目指す手続である。仲裁判断を得ると、「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約」（いわゆるニューヨーク条約）によって、条約加盟国である100か国を超える国・地域において当該判断を強制執行することが可能となり、国際紛争を解決する手段としての実効性は極めて高い（これに対して、裁判所の確定判決をある国で得たとしても、他国の裁判所が、係る判決を承認執行するかどうかは不透明な場合が多い）。

シンガポールにおける国際仲裁としては、1991年に創設されたSIACにおける商事仲裁が有名であり、その仲裁判断は、インド、インドネシア、タイ、ベトナム、オーストラリア等の国々で実際に執行された実績があるとのことである。また、日本企業による利用実績も多数存在するとのことであり、例えば2014年には、222件提起された新たなケースのうち6件が日本企業関連のものであったとのことである（なお、現在係属中の事件は全体で600件を超えるとのことである）。事件のうち、80パーセントを超えるものが国際的な紛争であり、50パーセントのケースはシンガポールとそもそも関係がない事件でさえあるということである。

仲裁に関して、SIACが提供しているサービスとして、通常の仲裁手続に加えて、以下の2つの特徴的制度が存在する。

#### ① 緊急仲裁制度（Emergency Arbitration）

仲裁パネルが正式に構成される前に、当事者が、緊急の暫定的救済を必要とする場合の制度が緊急仲裁制度である。このような緊急仲裁制度によって、当事者が求めることができる救済例として、保全命令や凍結命令（財産の移転禁止）などが挙げられている。

#### ② 簡易・迅速手続（Expedited Procedure）

紛争の目的物が500万シンガポールドルを超えない場合、当事者が合意した場合、又は、例外的緊急性がある場合には、簡易・迅速手続を用いることができる。簡易・迅速手続は単独の仲裁人によって審理されることとなる。仲裁人の任命から6箇月以内に仲裁判断のなされることが予定されている。

紛争が生じた場合に、実際にSIACにおける仲裁手続を利用するためには当事者間の書面による仲裁合意が必要である。SIACは、かかる仲裁合意についてモデル条項を提案しており、紛争時にSIACでの仲裁による紛争解決を望む当事者はライセンス契約等の紛争解決条項として記載しておくべきである。（以下は、<http://www.siac.org.sg/model-clauses/siac-model-clause>より引用）。

“Any dispute arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its

existence, validity or termination, shall be referred to and finally resolved by arbitration administered by the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC”) in accordance with the Arbitration Rules of the Singapore International Arbitration Centre (“SIAC Rules”) for the time being in force, which rules are deemed to be incorporated by reference in this clause.

The language of the arbitration shall be [English].”

さらに、実体法についてどの国の法に拠るかを示す準拠法を記載しておくことが好ましく、例えば、次のような条項が用いられる。

This contract is governed by the laws of [Japanese]

また、上記に加えて、仲裁地を記載しておく必要があるが、ここでいう「仲裁地」は、どの国の仲裁法が適用されるかという法的な概念であり、仲裁手続の全てが当該国において行われなければならないことを意味するわけではない。例えば、仲裁地をシンガポールとしつつも、電話・テレビ会議システム等を用いて遠隔地から手続を行うことも可能である。

“The seat of the arbitration shall be [Singapore]”

さらに、仲裁合意では、The Tribunal shall consist of 3(1) arbitrator(s)などとして、仲裁人の数を特定しておくことが望ましい。通常は1人又は3人の仲裁人が選択されるが、大規模事件については3人の仲裁人が選択される場合が一般的である。また、選任方法としては、各当事者が仲裁人を一人ずつ選任し、選ばれた仲裁人が、協議により仲裁パネルの長となる3人目の仲裁人を選択する方法が多い。

## イ 調停

調停は民事上の紛争解決のための手続の一種であり、第三者の仲介によって紛争当事者が相互に話し合い、和解・示談の成立に向けて努力し、当事者の互譲・合意により、法規の形式的適用にとらわれず条理にか

ない実情に適した解決を期待するものである。かかる調停手続によって、紛争の解決を目指す機関として、シンガポールでは、2014年11月にSIMCが設立され、国際紛争の調停を取り扱うことを期待されている。

調停のためのモデル条項として、SIMCのウェブサイトでは次のような条項が紹介されている (<http://simc.com.sg/simc-mediation-clause/>より)。

“All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract, including any question regarding its existence, validity or termination, shall be first referred to mediation in Singapore in accordance with the Mediation Rules of the Singapore International Mediation Centre for the time being in force.”

さらにシンガポールの調停手続には、特徴的な手続としてARB-MED-ARBサービスと呼ばれる手続が存在する。これは、調停手続内で当事者間に合意が成立した場合には、それを仲裁判断の形式にし、もって、前述したニューヨーク条約による他国での執行を可能とする制度である。ARB-MED-ARBサービスについては、SIACのウェブサイトにおいて、上記の仲裁モデル条項に加えて、次のような条項の例が示されている (<http://www.siac.org.sg/model-clauses/the-singapore-arb-med-arb-clause>)。

“The parties further agree that following the commencement of arbitration, they will attempt in good faith to resolve the Dispute through mediation at the Singapore International Mediation Centre (“SIMC”), in accordance with the SIAC-SIMC Arb-Med-Arb Protocol for the time being in force. Any settlement reached in the course of the mediation shall be referred to the arbitral tribunal appointed by SIAC and may be made a consent award on agreed terms.”

## (4) まとめ

以上に説明してきたとおり、シンガポールは、様々な種類の国際的紛争解決手段を準備しており、国際的な紛争に巻き込まれる可能性がある企業としては、シ



ンガポールにおけるこのような紛争解決手段の利用も視野に入れるべきであろう。

## 6. まとめ

以上の通り、シンガポールは現在、審査レベルの向上や利便性の高い審査システムの構築、紛争解決制度の更なる整備を進め、東南アジア地域の知財の中心となるべく活動している。

同国の知財分野におけるこれまでの実績や現状の出願規模を我が国と比較すれば、まだまだ発展の途にあることは否めない。しかしながら、昨年建国 50 周年を迎えたシンガポールの歴史が裏付ける同国の経済的発展を推し進める力と東南アジア地域の勢いをもってすれば、これより数年から十数年の後には、同国が東南アジアのみならずアジア地域の知財の中核をなす国として重要性を増す可能性はあるかもしれない。また、少なくともシンガポール知的財産権局（政府）は、その実現を志向しているように感じるし、資源に乏しいからこそ、情報や知的財産といった無体物の利用を通じた経済の発展を目指す姿勢には説得力がある。

何度も触れるが、マーケット規模から一般的に考察すれば、シンガポールでの知的財産権の確保の優先度は高くはないと考えられる。しかしながら、仮に今後 ASPEC が機能し、シンガポールの知財制度が欧米諸国を含めた世界中のユーザーにとって利便性の高い仕組みとなれば、アジアでの出願戦略上、同国が最優先国として利用される可能性は否定できない。まずはシンガポールが特許出願の審査実績を積み重ね、審査の精度向上を通じて審査制度への信頼を高めることが必要となるが、これが実現されれば、同国にて最初に特許権を取得し、その結果をもって ASPEC や PPH の各ルートにて他国へ展開するといった出願戦略も現実味を帯びるかもしれない。

そして最後に、このようなシンガポールの姿勢は、今後の我が国の知財業界の動向を考える上でも参考とすべきものである。我々日本人としても、欧米やアジアの周辺国に遅れを取らぬよう、知財分野における他国への影響力・競争力を鋭意高めて行く必要がある。本稿がシンガポール知財のみならず我が国の知財の今後の動向を検討する上での一助となれば幸いである。

なお、2015 年度の日本弁理士会東海支部国際知財委員会の活動並びに日本弁理士会国際活動センターとの

共同での現地調査を通じて得た本稿以外の一部情報は、制度情報の一覧として公開済みである。また、末筆ではあるが、下記の現地事務所及び関係機関のご尽力によりシンガポールでの調査が実りの多いものとなった。ご協力頂いた各事務所及び機関の全ての方々に厚く御礼申し上げたい。

### (協力事務所・協力機関)

- Intellectual Property Office of Singapore (IPOS) <http://www.ipos.gov.sg/>
- Singapore International Arbitration Center, Singapore International Mediation Center <http://simc.com.sg/siac-simc-arb-med-arb-protocol/>
- The Association of Singapore Patent Attorneys (ASPA) <http://www.aspa.org.sg/>
- JETRO Singapore <https://www.jetro.go.jp/>
- Allen & Gledhill <http://www.allenandgledhill.com/Pages/default.aspx>
- Davies Collison Cave LLP <http://www.davies.com.au/>
- Drew & Napier <http://www.drewnapier.com/home>
- Infinitus Law Corp. <http://www.infinituslaw.com.sg/>
- Mirandah Asia <http://www.mirandah.com/ja/>
- Rodyk & Davidson LLP <http://www.rodyk.com/>
- SPRUSON & FERGUSON <http://www.spruson.com/asia/>
- VIERING, JENTSCHURA & PARTNER LLP <https://www.vjp.de/vjp-home/>



以上

### (参考文献)

- 1) 特許庁委託事業 外国産業財産権侵害対策等支援事業 「ミニガイド（シンガポール、制度）」<http://iprsupport-jpo.go.jp/miniguide/pdf2/Singapore.html>
- 2) SPRUSON & FERGUSON「シンガポール特許法および規定の改正」

(注)

(1) SINGAPORE INTERNATIONAL COMMERCIAL COURT のユーザーズガイドによれば、Offshore Case がどのような場合を指すかについて、シンガポールと「実質的な関連性」を有さず、かつ、High Court Admiralty Jurisdiction Act で定められる対物訴訟（対人訴訟ではないもの）を含まない場合を意味すると説明されている。より具体的には、あるケースは、(a) シンガポール法が適用法規ではなく、かつ、紛争

の対象がシンガポール法によって規制または支配される場合、若しくは、(b) 紛争とシンガポールとの唯一の接点が、当事者がシンガポール法を紛争適用法として選択したこと、及び、当事者がシンガポール裁判所の管轄に従うことにしたことにある場合、のいずれかの場合にはシンガポールとの「実質的な関連性」はないとされるようである。

(原稿受領 2016. 6. 1)

## パンフレット「弁理士Info」のご案内

### 内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。  
一般向き。A4判30頁。

### 価格

一般の方は原則として無料です。  
(送料は当会で負担します。)

### 問い合わせ/申込先

第3事業部 広報・支援室  
e-mail: panf@jpaa.or.jp  
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2  
電話: 03(3519)2361(直)  
FAX: 03(3519)2706

